

東京圏における今後の都市鉄道のあり方に関する小委員会の設置について

- 東京圏における今後の都市鉄道のあり方について調査審議させるため、鉄道部会に東京圏における今後の都市鉄道のあり方に関する小委員会（以下「小委員会」という。）を設置する。

（小委員会の委員については別紙のとおり）

- 小委員会は、「東京圏における今後の都市鉄道のあり方の視点について」に沿って、調査審議を進め、その経過及び結果を鉄道部会に随時報告を行うものとし、鉄道部会は当該報告について審議を行う。

交通政策審議会陸上交通分科会鉄道部会
東京圏における今後の都市鉄道のあり方に関する小委員会
委員名簿

- 委員長 家田 仁 東京大学・政策研究大学院大学教授
- 委員 伊藤 香織 東京理科大学理工学部准教授
- 岩倉 成志 芝浦工業大学工学部教授
- 大原 美保 (独) 土木研究所水災害・リスクマネジメント国際研究センター水災害研究グループ主任研究員
- 加藤 浩徳 東京大学大学院工学系研究科教授
- 岸井 隆幸 日本大学理工学部教授
- 竹内 健蔵 東京女子大学現代教養学部国際社会学科教授
- 富井 規雄 千葉工業大学情報科学部教授
- 羽藤 英二 東京大学大学院工学系研究科教授
- 村木 美貴 千葉大学大学院工学研究科教授
- 屋井 鉄雄 東京工業大学大学院総合理工学研究科教授
- 矢ヶ崎紀子 東洋大学国際地域学部国際観光学科准教授
- 山内 弘隆 一橋大学大学院教授

(敬称略、順不同)

(参考) 交通政策審議会陸上交通分科会鉄道部会運営規則(抄)

(小委員会の設置)

第1条 部会長は、必要があると認めるときは、小委員会を設置して調査審議させることができる。

(小委員会の委員)

第2条 小委員会に属するべき委員、当該議事に関係のある臨時委員及び専門委員(以下「委員等」という。)は、鉄道部会に属する委員等のうちから、部会長が指名する。

(小委員会の委員長)

第3条 小委員会に、委員長を置き、当該小委員会に属する委員等のうちから、部会長が指名する。

- 2 小委員会は、委員長が招集する。
- 3 委員長は、小委員会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び調査審議事項を当該小委員会に属する委員等に通知する。
- 4 委員長に事故があるときは、当該小委員会に属する委員等のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 5 委員長は、調査審議を終了したときは、速やかにその結果を部会長に報告するものとする。